

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

最終更新日：令和3年2月23日

(公財)日本ソフトテニス連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況に関する自己説明及び公表内容

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.jsta.or.jp

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・長期基本計画に類するものとして、日本ソフトテニス連盟（以下「当連盟」または「JSTA」という。）では長期基本計画2007、2012、2017と5年スパンで策定・公表し、「普及振興」「競技力向上」「国際振興」の3つの柱を掲げ、各種事業に取り組んでいる。 ・現行の長期基本計画は5ヵ年計画であるが、現在20年後を見据えた長期基本計画（未来構想）および中期基本計画2022～2027を策定中である。 ・長期基本計画（未来構想）及び中期基本計画は組織運営に関する計画のほか、役員等の体制整備、規程の整備等について令和3年(2021年)11月の理事会で承認を得て、令和3年(2021年)12月評議員会で提案・当連盟ホームページで公表した後、令和4年(2022年)4月からの施行を予定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトテニス長期基本計画2017 ・理事会議事録(2020.07)
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・「事務局規程」において職員定数を定めている。今後の人材採用及び育成に関する計画は、中期基本計画に盛り込み、組織運営の強化を図ることとする。中期基本計画は令和3年（2021年）12月にHPにて公開する予定である。 ・人材採用及び育成に関する計画は、策定段階において総務委員会を中心に役職員から幅広く意見を募ることとする。 	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年(2020年)8月より新たに財務委員会を設置し、今後の財務計画の策定および財源確保について対応することとした。 ・財務の健全性確保に関する計画を策定し、理事会に諮ることとする。 ・財務の健全性確保に関する計画は策定後、日本連盟ホームページ等で公開する。 ・財務委員会は日本連盟および加盟団体の役員だけでなく、企業経営者や公認会計士も委員となっており、経済界に精通した方からの意見を取り入れられる環境となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務委員会名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> 外部役員及び女性理事の目標割合については、役員選出規程に無い為、令和3年(2021年)6月理事会で審議し、9月理事会で承認、12月評議会で承認を得た後、本会HPにて発表予定。 役員選出規程を見直し、外部理事25%、女性理事40%の選出方法を検討する。 現在割合：外部理事(0%)、女性理事(13%) 	<ul style="list-style-type: none"> 役員選出規程
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> 評議員については定款において定数や任期、選任および解任について定めている。 加盟団体規程において、各加盟団体より1名の評議員を推薦することが定められている。 今後、多様性の確保を図るべく、規程改訂について関係委員会および理事会で検討する。 現在割合：外部評議員(0%)、女性評議員(4%) 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員名簿 定款
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> アスリート委員会が編成されており、委員長1名、副委員長1名、委員4名の計6名となっている。構成員は、日本連盟役員、全国高体連ソフトテニス専門部長、専門委員経験者、選手経験者および現役選手となっている。女性委員の構成比率は33%である。 アスリート委員会規程は令和3年(2021年)2月に理事会決議を経てHPに掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> アスリート委員会名簿 アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<ul style="list-style-type: none"> 統括団体としての役割を十分に踏まえたうえで、何が適正な規模であるかを検討する。理事の選出の仕組みや理事会の構成に大きくかわるものであることから、今後検討を行い、結論を得る。 役員選出規程を見直し、第2条(役員)の理事数の改訂を検討する。 	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・役員選出規程において、役員は選任時にその年齢が70歳未満と定めている。 ・学識経験理事数や定年制、就任時の年齢制限等について検討し、新たな役員選出規程を令和3年度中に策定する。	役員選出規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	・現在、10年を超えて在任する役員は存在する。在任年数や再任回数については役員選出規程に定められておらず、令和3年度中に新たに策定する。	役員選出規程
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・役員選出規程では、役員選考委員会は加盟団体より計12名で構成することとなっている。 ・有識者の配置の検討を含め、令和3年度(2021年度)中に規程改訂を行う。	・役員選出規程 ・名誉会長等選出規程
11	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・法令を遵守する各種規程を定めて組織運営にあたっている。	・定款 ・役員職員倫理規程 ・事務局規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・定款を始め、各種規程を整備し、組織運営にあたっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・会員登録規程 ・役員選出規程 ・競技者規程 ・専門委員会規程 ・事務局規程 ・会計事務規程 ・加盟団体規程
13	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・組織運営に必要な各種規程を整備し、事業にあたっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・会員登録規程 ・競技者規程 ・公認審判員規程 ・技術等級制度規程 ・表彰規程 ・事務局規程 ・会計事務規程 ・文書管理規程 ・旅費支給規程 ・慶弔規程 ・コート公認規程 ・用具用品およびコート施設に関する公認規程 ・公印規程
14	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・役員等の報酬、旅費等の費用に関する規程は整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 ・旅費支給規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・定款および特定費用準備資金等取扱規程において定めている。	・定款 ・特定費用準備資金等取扱規程 ・会計事務規定
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・財政的基盤を支えるため必要な各種規程を定めている。	・定款 ・維持会員規程 ・会員登録規程 ・公認審判員規程 ・技術等級制度規程 ・用具用品およびコート施設に関する公認規程 ・加盟団体規程 ・会員及び会費に関する規程 ・特定費用準備資金等取扱規程
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	・「日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準」に於いて選考基準を定めている。 ・選手の権利保護に関しては今後の策定に向けて検討する。	・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準について
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・「公認審判員規程」において、公平で合理的な資格取得について定められている。 ・大会における審判員の選考については令和2年度において審議中となっており、理事会にて決議された後、HPに掲載する。	・公認審判員規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	・弁護士との顧問契約を締結しており、業務遂行上に懸念等がある場合には、適宜相談できる体制を整えている。	・弁護士との顧問契約書
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・従来の「倫理委員会」を、令和2年6月に「倫理・コンプライアンス委員会」として改組し設置したが、令和3年2月時点での会議開催はされていない。 ・新たに「倫理・コンプライアンス委員会規程」を策定中であり、規程が決議され次第にHPに掲載する。 ・女性委員の配置はできておらず、今後の委員会編成の課題となっているので、今後検討を行う。	・JSTA組織図 ・倫理・コンプライアンス委員会名簿 ・役員・職員倫理規定
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・「倫理・コンプライアンス委員会」は、役員およびソフトテニス界に精通している人材、公認会計士や学識経験者で構成されている。 ・弁護士は委員とはなっていないが、弁護士と顧問契約をしており、連盟活動全体において適宜相談できる体制となっている。必要な場合には顧問弁護士として同委員会の活動に参加していただける。	・倫理・コンプライアンス委員会名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・役員向けのコンプライアンス教育は実施できておらず、今後は役員が基本的な法的知識を有することができるよう、研修会開催を計画する。	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・選手および指導者向けのコンプライアンス教育は実施できておらず、今後は関係委員会で連携し計画を立案する	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・審判員は、その資格要件や職務が「公認審判員規程」において定められている。 ・審判員向けのコンプライアンス教育については、資格更新の際に、その資質を高めるための研修会を行っており、審判員が公平・公正・安全に遂行できるよう指導している。	・公認審判員規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	専門家のサポートが必要な場面としては、法務、会計、税務が想定され、弁護士および公認会計士、税理士事務所と契約を行い、法律および会計等について、日常的に専門サポートを受ける体制が整っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問弁護士契約書 ・会計士契約書 ・税理士事務所契約書 ・年間監査予定表
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	監事3名による内部監査、公認会計士による外部監査を定期的に行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・年間監査予定表 ・監査報告書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> ・当連盟では（公財）日本スポーツ振興センターなど他団体からの助成・補助を受けている事業、また、公認指導者資格取得など（公財）日本スポーツ協会より委託を受けている事業があり、対象事業については定められた実施要領等に従い適正に実施している。 ・役員・職員倫理規程第4条第4項において、補助金、助成等の経理処理は公益法人会計基準に基づく適正な処理を行うこと並びに流用や不正行為を禁じることが定められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員・職員倫理規定
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	定款、事業計画書および事業報告書、収支予算書および決算報告書（貸借対照表、財産目録、監査報告）、役員名簿は常備しており、閲覧できる状況を整えている。又、当連盟HPでも公開している。	<ul style="list-style-type: none"> ・HP掲載画面コピー
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> ・当連盟競技者規程内の「日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準」において、選手選考基準を制定しており、HPに掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> ・当連盟のガバナンスコード遵守状況はHPで公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンスコード自己説明

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<ul style="list-style-type: none"> ・役員・職員倫理規程第4条第4項において、補助金、助成等の経理処理は公益法人会計基準に基づく適正な処理を行うこと並びに流用や不正行為を禁じることが定められている。 ・令和3年(2021年)5月を目途に利益相反ポリシーを策定し、その規程に基づき適切に管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員・職員倫理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーは、令和3年(2021年)5月を目途に作成する。	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・選手が通報する制度は、指導基本規程において整備されている。 ・指導基本規程第9条において、選手に対する体罰、あらゆるハラスメントの禁止を定めている。 ・当連盟HPにおいて、通報相談窓口の案内と、「日本ソフトテニス連盟 指導基本規程違反の被害救済と処分の流れ」を掲載している。 ・選手と指導者以外の通報制度については、今後策定する必要があり、検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導基本規程 ・指導基本規程違反救済申立処理委員会及び指導基本規程違反救済審査委員会規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・指導基本規程において選手が通報する制度は整備されているが、それ以外の通報制度を整備する必要がある。整備にあたっては、顧問弁護士や公認会計士、学識経験者など有識者を中心に検討していく。 	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<ul style="list-style-type: none"> ・懲罰制度に類するものとして当連盟では、役員・職員倫理規程、事務職員就業規則、競技者規程がある。 ・役員・職員倫理規程では、禁止行為、処分対象者及び処分に至るまでの手続を規定しているが、処分の内容が明確になっていないため、今後検討し規程を改正する。 ・事務職員就業規則では、禁止行為、処分対象者及び処分の内容を規定しているが、処分に至るまでの手続が明確になっていないため、今後検討し規程を改正する。 ・競技者規程では、禁止行為、処分対象者、処分の内容を規定しているが、処分に至るまでの手続が明確になっていないため、今後検討し規程を改正する。 ・役員・職員倫理規程及び競技者規程は当連盟HPで公表している。 ・今後、上記の関係規程等の一部改正について令和3年(2021年)5月理事会で審議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員・職員倫理規程 ・事務職員就業規則 ・競技者規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<ul style="list-style-type: none"> ・役員・職員倫理規程に基づく処分審査は倫理委員会規程により定めているが、処分審査を行う者の中立性、専門性が担保されていないため、今後規程の改訂を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理・コンプライアンス委員会名簿
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年(2004年)11月20日の理事会において、競技に関しJSTAが決定する事項に対して競技者が不服を申し立てを行う場合は、日本スポーツ仲裁機構の規則に従った仲裁または調停により解決されることを決議し、日本スポーツ仲裁機構のホームページにおいても自動応諾条項の採用団体として掲載されている。 ・競技者規程の第6章において、処分対象者の不服申し立ては日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って仲裁により解決されることを明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年11月理事会議事録 ・競技者規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<ul style="list-style-type: none"> ・競技者規程第6章において、不服申し立ては「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されると明記しており、処分対象者にはこの旨を記載して通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本スポーツ仲裁機構のHPにて、スポーツ仲裁自動応諾条項を採択している団体として公表されている

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理委員会を設置しており、危機管理及び不祥事に対応する体制は整えている。危機管理マニュアルは令和3年(2021年)3月までに草案を作り、6月理事会で審議し、9月理事会で承認を得られるよう進めていく。	・危機管理委員会名簿
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・過去4年以内に不祥事は発生していない。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・過去4年以内に不祥事は発生していない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・定款第3章において加盟団体の定義を定め、加盟団体規程第3章にて権限を、第4章にて義務を明記し、第6章にて処分を明記している。 ・加盟団体規程には、加盟団体の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めていない為、令和3年(2021年)5月を目途に策定する予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・加盟団体規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	隔年で加盟団体会長会議を開催している。前回(2019年2月)開催の加盟団体会長会議において、「スポーツ界におけるインテグリティについて」、「スポーツをとりまく環境について」、「ガバナンスの構築について」について報告され、顧問弁護士による「アスリート尊厳の確立と暴力、パワーハラスメントの追放と適切な指導者を育てるために」と題した講演会を開催した。	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟団体会長会議次第 ・機関誌掲載記事